第１節　歯冠修復及び欠損補綴料

区分

（歯冠修復及び欠損補綴診療料）

Ｍ０００　補綴時診断料（１口腔につき）　100点

注１　当該診断料は、病名、症状、治療内容、製作を予定する部位、欠損補綴物の名称、欠損補綴物に使用する材料、設計、治療期間等について、患者に対し、説明を行った場合に算定する。

２　同一患者につき、補綴時診断料を算定すべき診断を２回以上行った場合は、１回目の診断を行ったときに限り算定する。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

４　区分番号Ｍ０００－３に掲げる広範囲顎骨支持型補綴診断料は、別に算定できない。

Ｍ０００－２　クラウン・ブリッジ維持管理料（１装置につき）

１　歯冠補綴物　100点

２　支台歯とポンティックの数の合計が５歯以下の場合　330点

３　支台歯とポンティックの数の合計が６歯以上の場合　440点

注１　クラウン・ブリッジ維持管理料を保険医療機関単位で算定する旨を地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した患者に対して、当該維持管理の内容に係る情報を文書により提供した場合に算定する。

２　当該所定点数には、注１の歯冠補綴物又はブリッジを保険医療機関において装着した日から起算して２年以内に、当該保険医療機関が当該補綴部位に係る新たな歯冠補綴物又はブリッジを製作し、当該補綴物を装着した場合の補綴関連検査並びに歯冠修復及び欠損補綴の費用が含まれるものとする。

３　当該保険医療機関において歯冠補綴物又はブリッジを装着した日から起算して２年以内に行った次に掲げる診療に係る費用は、別に算定できない。

イ　当該歯冠補綴物又はブリッジを装着した歯に対して行った充填

ロ　当該歯冠補綴物又はブリッジが離脱した場合の装着

４　通則第４号に掲げる加算を算定する場合及び訪問診療を行った場合は、算定しない。

Ｍ０００－３　広範囲顎骨支持型補綴診断料（１口腔につき）　1,800点

注１　当該診断料は、区分番号Ｊ１０９に掲げる広範囲顎骨支持型装置埋入手術の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該手術及び区分番号Ｍ０２５－２に掲げる広範囲顎骨支持型補綴を行うに当たって、病名、症状、治療内容、治療部位及び治療に使用する材料等について、患者に対し説明を行った場合に算定する。

２　同一患者につき、当該診断料を算定すべき診断を２回以上行った場合は、１回目の診断を行ったときに限り算定する。

３　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

４　当該補綴以外の欠損補綴の診断を同時に行った場合は、区分番号Ｍ０００に掲げる補綴時診断料は、所定点数に含まれ別に算定できない。

Ｍ００１　歯冠形成（１歯につき）

１　生活歯歯冠形成

イ　金属冠　306点

ロ　ジャケット冠　306点

ハ　乳歯金属冠　120点

２　失活歯歯冠形成

イ　金属冠　166点

ロ　ジャケット冠　166点

ハ　乳歯金属冠　114点

３　窩洞形成

イ　単純なもの　60点

ロ　複雑なもの　86点

注１　１のイについては、前歯の４分の３冠、前歯のレジン前装金属冠及び接着ブリッジのための支台歯の歯冠形成は、所定点数に490点を加算する。

２　２のイについては、前歯の４分の３冠又は前歯のレジン前装金属冠については、所定点数に470点を加算する。

３　２のイについては、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、所定点数に30点を加算する。

４　２のロについては、メタルコアにより支台築造した歯に対するものについては、所定点数に30点を加算する。

５　３については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的に窩洞形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、所定点数に40点を加算する。

６　麻酔、薬剤等の費用及び保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ００１－２　う蝕歯即時充填形成（１歯につき）　126点

注１　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により無痛的にう蝕歯即時充填形成を行った場合は、う蝕歯無痛的窩洞形成加算として、所定点数に40点を加算する。

２　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ００１－３　う蝕歯インレー修復形成（１歯につき）　120点

注　麻酔、歯髄保護処置、特定薬剤、窩洞形成等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ００２　支台築造（１歯につき）

１　メタルコア

イ　大臼歯　176点

ロ　小臼歯及び前歯　150点

２　その他　126点

注１　窩洞形成、装着等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

２　保険医療材料（築造物の材料を除く。）、薬剤等の費用は、所定点数に含まれるものとする。

Ｍ００２－２　支台築造印象（１歯につき）　22点

注　保険医療材料料は、所定点数に含まれるものとする。